ので申請します。

別記第四十九号様式中「轡」を削り、

電券 家舗者本人が続田する場合にあっては本人確認事態の處示又 いは慈田や、その代題人が慈田する場合にあっては泰任共の慈宗 又は慈田及び当該代異人の本人確認書類の處示又は范田を行ってへださい。ただし、家舗者本人の始名その色の措置がある場合は、この限りではありません。

2

改める。

別記第五十三号様式中「圖」を削る。

ように加える。 別記第五十八号様式中「⑮」を削り、同様式備考に次の

4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

6

ように改める。 別記第五十九号様式中「⑮」を削り、同様式備考を次の

無差

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、

この限りではありません。

次のように改める。 別記第五十九号の二様式中「璺」を削り、同様式備考を

無光

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

うに加える。別記第六十号様式中「⑤」を削り、同様式備考に次のよ

候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

ように加える。 別記第六十一号様式中「⊕」を削り、同様式備考に次の

候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

次のように加える。別記第六十一号の二様式中「璺」を削り、同様式備考に

候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

「⑪」を削る。

中

ように加える。 別記第六十八号様式中「魯」を削り、同様式備考に次の

4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。
同記録六十九号様代中「印」を記り、同様代電券以次の

3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

15

次のように加える。別記第六十九号の二様式中「⑮」を削り、同様式備考に

3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第七十一号様式中「圖」を削る。

別記第七十四号様式中 □□ を削り、同様式注意を次の

- 1 ポスターの種類ごとに各1枚のポスターを添付してください。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第七十六号様式中「⑮」を削り

		_	_
	#	既	Γ
	314	АĮК	
		童	
	妆	汝	
	数	麥	L
L	=-	を	

田 路 没 演 女 教

一 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあって しは本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合 いにあっては祭任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書数の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の罪名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

改める。

ように改める。 別記第七十九号様式中「」を削り、同様式注意を次の

江

2

。 にポスターの種類ごとに各1枚のポスターを添付し

政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第八十号様式中「뗼」を削り、

政談演說会開催届出書交付番号 第

東京都選挙管理委員会

₽

を

上番号 第一号

東京都選挙管理委員会

注意 政党その他の政治国体の代表者本人が届け出る場合にあった しは本人確認書類の幕示又は韓出を、その代理人が届け出る場合 にあっては委任状の港示又は韓出及び当該代理人の本人確認書 数の結示又は韓出を行ってください。ただし、政党その他の政治国体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

改める。

別記第八十二号様式中「圄」を削る。

別記第八十三号様式中 [□] を削り、同様式注意に次の

政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体

ように改める。 別記第八十四号様式中「魯」を削り、同様式注意を次の

の限りではありません。

の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、

注意

- ビラの種類ごとに、見本1枚を添付してください
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出を提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第八十六号様式中「圄」を削る。

別記第八十八号様式を次のように改める。

第八十八号様式 削除

別記第八十九号様式中「第110%」を「第105%」に改め

る。

別記第九十号様式中「第百十三条」を「第百八条」に改

める。

附 則

この規程は、

令和三年四月一日から施行する。

東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布

規

則

人

令和三年三月十八日

する。

京 都 人 事 委

員

会

この規程は、

令和三年四月一日から施行する。

附

則

2 1

この規程の施行の際、

この規程による改正前の東京都

削る。

●東京都人事委員会規則第二号

東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する

員会規則第二十四号) 東京都人事委員会傍聴規則(平成二十八年東京都人事委 *(*) 部を次のように改正する。

別記第二号様式及び第三号様式中「圕」を削る。

のように定める。 東京都水道局図書類取扱規程の一部を改正する規程を次

令和三年三月十八日

東京都水道局長 浜 佳

葉子

松永

由貴 名

学校教諭

氏

東京都水道局図書類取扱規程の一 部を改正す

る規程

管理規程第二号) 東京都水道局図書類取扱規程 0) 一部を次のように改正する。 (平成十二年東京都水道局

打野

氏

名 中

職

この規則は、

公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第五号 規 程 水

附 則

公 告

とができる。

に残存するものは、

所要の修正を加え、なお使用するこ

水道局図書類取扱規程別記第一号様式による用紙で、

現

田川

奈緒子

水野

雄人

緑川

智也

東京都教育委員会職員等の表彰について

令和二年十二月十日に表彰された者は、 育委員会訓令甲第九号)第一条及び第二条の規定に基づき 東京都教育委員会職員表彰規程 (昭和二十七年東京都教 次のとおりである

東 京 都 教 育 委 員

会

吉田

有里

氏

名

職

特

别

令和三年三月十八日

(教職員・立志賞

個人表彰

小

職 校

名

文京区立小日向台町小 特別支援教育の 主な取組

奥村

遼

神谷

健太

推進

武田

萌

学

武蔵村山市立第二中学 名 部活動指導の推 主な取組

高瀬

晴

加

別記第一号様式中

・夕」を「電子計算機」に改める。

第二条第一号及び第六条第三項中

ーソナルコンピュ

T_{AI} 霊

	*) #	
			羅
	2.1. 5		\succ
	女代理	四翼	丑
			泛
			꽱
	洲楂	哲	(Fig
			ᄬ
Ľ	_		

を 永田 橋本 氏 晃平 拓興 名

高

校教諭

等

学 校

進

名 主な取組

教諭東京都立大崎高等学校 教科指導の推進

教諭東京都立雪谷高等学校 教科研究への貢

教諭東京都立芦花高等学校 学校教諭東京都立六郷工科高等 活動指導の推進学習指導及び部 用した授業改善

教諭(兼 東京都立富東京都立富士高等学校 士高等学校附属中学教諭 (兼 東京都立富 用した授業改善 ICT機器を活

東京都立秋留台高等学 校主任教諭 学校運営の推進

校教諭東京都立秋留台高等学 教科指導の推進

教諭東京都立三宅高等学校 活動指導の推進学習指導及び部

田口

良

今井

陽子

此下

創

支 援 学 校

教諭東京都立立川ろう学校 名 教科指導の推進 主な取組

教諭東京都立區 町 田の丘学園 作業学習の改善

東京都立高島特別支援 推進特別支援教育の

東京都立調布特別支援 教科指導の推進

東京都立志村学園教諭 特別支援教育の

17	令和3年	3月18	日 (7	木曜日	1)		Ţ	東	京	都	公	報							(第	172	97号)
佐藤	松井	平 澤	Ī,	上原	奥 田	海沼	山口		中村	さ 矢	î	中込	菊池	西澤	Î	戸田		平田氏	· .	二個	紺野
道 住 美	健彦	彬	Ž <u>.</u>	告子	孝司	秀樹	貴士		優太	磨佐人		圭	え り 子	諄	Visut	敬	1	耕 介 名	小	人表彰(数	大輔
校主幹教諭校主幹教諭	八王子市立七国小学校	校指導教諭八王子市立緑が丘小学	幹教諭	葛斾区立原田小学交主幹教誦	喜飾区立新宿小学校主	校主幹教諭板橋区立志村第六小学	幹教諭	日 教	荒川区立赤土小学校主	幹教諭世田名区立地小学校主	村子を表記したでき	(X) 江東区立第一亀戸小学	主幹教諭台東区立東浅草小学校	幹教諭		文京区立駒本小学校主	指導教諭	新宿区立津久戸小学校 平 名	学	(教職員)	教諭東京都立水元小合学園
進国語科教育の推	力向上)の推進学校運営(指導	進体育科教育の推	進言。	音楽科教育の推	体育科教育の推	進国語科教育の推	支援教育の推進情報教育・特別	-1H	教科指導(道)	人権教育の推進)	保健体育科教育	支援教育の充実保健指導、特別	育の推進	推進	特別支援教育の	推進	図画工作科教育主たる功績	校		献学校運営への貢
福幅	语 庄 诗 司	内藤		宮内		大塚	I I	山内	氏		高山		堀越				髙橋	兒玉	高瀬		宮本
裕异	百 也	理恵		将之		隆 弘	<u>.</u> ! ī	卓司	名	中	夏樹		昌司				三郎	正教	誠哉		和子
任教諭任教諭工作学校主		主任教諭世田谷区立駒沢中学校	A THE THE THE	学校主幹教諭世田谷区立船橋希望中		交庄幹致俞 江東区立深川第一中学	_	立茗台中学校主	職名	村主草孝証学	芝三斉女介 武蔵村山市立第七小学		校主幹教諭			校主任教諭	福生市立福生第七小学	指導教諭国分寺市立第三小学校	小学校主幹教諭小金井市立小金井第一		主幹教諭八王子市立陶鎔小学校
他(被災地訪問	進 進 工CT教育の推	理科教育の推進	運営への貢献	ての指導と大会野球部顧問とし	進行重打等の打	部舌効旨尊の推進、特別活動の推進、	推進改善、部活動の	生活指導、受業	主たる功績	校	学校運営の推進	営への貢献	な管理と学校経教育課程の適正、	礎・実践的研究	障害に関する基用の推進、言語	推進、ICT活	特別支援教育の	進会科教育の推	人権教育の推進	生活指導の充実	力向上)の推進、学校運営(指導
市宮	田中	鎌田	氏		井口	田	I I 氏			有沼		望月	_	髙橋	木下		中野			:	五 十 嵐
環美	登貴子	英 美	名	特	伸一	僚太	5 名	高		賢二		伸		純一郎	千津子		英水				智
東京都立八王子東特別	任教諭年京都立南大沢学園主	学校主幹教諭東京都立王子特別支援	職名	別 支 援 学	専修実習助手東京都立三宅高等学校	主任教諭東京都立大島高等学校	職名	等学	校主幹教諭	武蔵村山市立第五中学		主幹教諭東大和市立第四中学校	任教諭	府中市立第四中学校主	導教諭 板橋区立中台中学校指	杉主幹教論	板橋区立赤塚第二中学			任教諭	荒川区立第一中学校主
特別支援教育の	充実 した進路指導の 職業教育に根差	推進特別支援教育の	主たる功績	校	農業教育の推進	農業教育の推進	主たる功績	校		理科教育の推進	領域、若手の人材	(授業改善の取学校運営の推進	美術展覧会の運	東京都公立学校	進国語科教育の推	進	社会科教育の推	楽)の充実動推導(ヴ奏	カ 音草 / C 巻育の推進、キャリア教	の教科道徳の推	音楽科及び特別引率教員)

(第	172	97号	;)								東	京	者	ß :	公	報				令	和3年	F3月	18日	(木	曜日	1)	18
	水野	佐藤	関口	有賀	田 村	世古	関口	天野	渡島	加納	寺 村	東山	長谷	佐藤	松本	畑中	川崎	氏		三個		力音	11 18			渡邉	
中	伸一郎	広明	保司	康美	正弘	徳浩	文彦	英 幸	郁弘	好	尚彦	良彦	豊	貴生	絵美子	秀夫	勝久	名	小	個人表彰 (:		種	务			涼	
学	西東京市立中原小学校長	青梅市立霞台小学校長	立川市立第八小学校長	八王子市立第八小学校長	足立区立千寿桜小学校長	練馬区立光が丘春の風小学校長	板橋区立板橋第七小学校長	荒川区立汐入東小学校長	中野区立平和の森小学校長	渋谷区立千駄谷小学校長	世田谷区立砧小学校長	大田区立馬込第三小学校長	目黒区立八雲小学校長	台東区立東泉小学校長	文京区立窪町小学校長	文京区立青柳小学校長	新宿区立花園小学校長	職名	学	(管理職)		主幹教諭				東京都立北特別支援学	支援学校指導教諭
校	K			K	K	小学校長	仪長	IX.	仪長	K		役長							校		教育の推進	パラリンピック	オリンピッカ・支援教育の推進	への貢献、特別	としての校内外ーティネーター	特別支援教育コ	推進
	齋藤	佐藤	江本	岡田	内藤	林	加瀬	東	氏		矢野	権藤	花田	高橋	橋本	川崎	茅原	沢田	臼倉	勝田	宮澤	平本	由井	菅野	笛木	金久保	氏
特	義弘	文泰	敏男	正治	千春	修	きよ子	浩通	名	高	尊久	義彦	茂	清吾	顕嗣	純一	直樹	秀夫	孝弘	敏行	則	浩実	良昌	茂男	啓介	除勝	名
別支援学校	東京都立農業高等学校長	東京都立国立高等学校長(統括校長)	東京都立上野高等学校長(統括校長)	東京都立文京高等学校長	東京都立武蔵丘高等学校長	東京都立芝商業高等学校長	東京都立芝商業高等学校副校長	東京都立六郷工科高等学校副校長	職名	等学校	西東京市立田無第二中学校長	多摩市立落合中学校長	国分寺市立第二中学校長	日野市立日野第一中学校長(統括校長)	町田市立忠生中学校長	江戸川区立小岩第一中学校長	江戸川区立二之江中学校長	葛飾区立新宿中学校長	葛飾区立常盤中学校長	足立区立千寿桜堤中学校長	板橋区立中台中学校長	豊島区立巣鴨北中学校長	杉並区立西宮中学校長	世田谷区立船橋希望中学校長	大田区立大森第三中学校長	江東区立深川第五中学校長	職名
	清瀬市西部共同事務室 共同事務室運営	学校等の名称 主たる功績	その他	調布市立第五中学校安全教育の推進	江東区立深川第七中学校 情報モラル教育の推進	学校等の名称 主たる功績	中学校	三宅村立三宅小学校 プログラミング教育の推進	けた教育推進校		小学交動勿词育隹隹]交	狛江市立狛江第五小学校 プログラミング教育の推進	福生市立福生第七小学校 ICT器機を用いた教育の	体育・健康教育の推進		八王子市立第五小学校 オリンピック・パラリンピ	小学校	文京区立青柳小学校 幼小連携	の名称 主た	小学校	体	川口 真澄 東京都立臨海青海特別支援学校長	山本 優 長)			村山 孝 東京都立府中けやきの森学園校長(統括	氏 名 職 名

19 令和3年3月18日(木曜日) 東 京 都 公 報 (第17297号) のとおり公告する。 (平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次 東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程 令和三年三月十八日 する規程の公告について 東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関 消防総監 東京消防庁 安 藤 俊 雄 第4条 標準処理期間は、申請が処理機関(経由機関がある場合は当該機関)に到達した 第3条 標準処理期間は、法令を根拠とする許認可等事務にあっては別表第1に、条例等 を根拠とする許認可等事務にあっては別表第2にそれぞれ定めるとおりとする。 (標準処理期間の算定) (標準処理期間) 日数をいう。 標準処理期間 許認可等事務の処理に通常要する期間をいう 東京消防庁許認可等事務の標準処理期間に関する規程 改正

平成6年9月30日

東京消防庁訓令第30号

平成7年3月30日訓令第15号 平成8年3月29日訓令第5号

平成19年9月26日訓令第40号 平成9年7月10日訓令第31号

平成24年7月17日訓令第29号

平成25年3月8日訓令第13号

令和2年3月12日訓令第19号 平成29年7月25日訓令第18号

令和2年3月31日訓令第33号

令和3年3月10日訓令第10号

第1条 この規程は、東京消防庁の所管する許認可等事務の標準処理期間を定め、行政手 続の公正の確保及び透明性の向上を図り、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保するこ とにより、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

(1) 許認可等事務 申請(法令及び条例等に基づき、知事(東京消防庁が所管する場合 総監又は消防署長が諾否の応答をすべきこととされているもの)に基づいて処理する し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して知事、消防 に限る。以下同じ。)、消防総監又は消防署長の許可、認可、承認その他の自己に対

処理機関 許認可等事務に係る申請に対する処分を行う本庁及び消防署をいう。

経由機関 申請の提出先が、処理機関と異なる機関である場合の当該機関をいう。

経由日数 申請が経由機関に到達してから、処理機関に到達するまでに通常要する

日から起算して処分をする日までの日数とする。 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算J

別表第1 (第3条関係)

- : 次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。 (1) 東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条に定める休日の日
- 数 (2) 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の迫加のために要
- 9 千里の「里での国のギョでや9世上久の宮里のできずるです。 する日数 (処理機関の責務) 5条 処理機関は、許認可等事務については、別表第1/
- 第5条 処理機関は、許認可等事務については、別表第1及び別表第2にそれぞれ定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。 2 処理機関は、許認可等事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

∞	7	6	QI	4	ω	22	н	米
危険物施設の設置・変更許可	危険物施設の設 置・変更許可	危険物の仮貯蔵 消防法 又は仮取扱いの 第 10 承認 項	給付を受ける権 恩給法 利の裁定 第12 タ	行政財産の使用 計可(上記2及 び3以外のも の)	行政財産の使用 許可(財産運用 部長協議を要す るもの)	行政財産の使用 許可(公有財産 許可(公有財産 管理運用委員会 付議を要するも の)	警戒線通行証の 則 貸与項	事務名
消防法 第 11 条第 1 項	消防法 第 11 条第 1 項	条 第 1	74*	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項	地方自治法 第 238 条の 4 第 7 項	防法施行規48 条第1	根拠法令
消防署出張所	予 防 部 危 険物課	消防署	人事部職員課	総 総 総 超 囲 歯 動 重 銀 重 画 画 重 銀 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 恵 記 活 に 関 方 記 西 に 関 方 に 関 方 に 関 方 に 関 方 に 関 方 に 関 方 に 関 方 に 関 に に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま ち に ま れ に	総裁器路路	総設務部部	総 務 部 総 務 課	処理機関
15	20	ω	90	ω ω	95	105	10	標準処 理期間 (日)
	消防署			消防署	消防署	消防署	消防署	経由機関
	15			6	Ō	Ō	44	経由日数 (標準処 現期間内 の日数)
		震災時等においては、速やかに承認する。	扶助料裁定で 18 歳以上の重 度障害者の認 定に日数を要 す。	無償事案の場合の処理期間 合の処理期間は 20 日。使用料評価に日数	無償事案の場合の処理期間合の処理期間は30日。使用対評価に日数対評価に日数を要す。	無償事案の場合の処理期間合の処理期間は 40円。使用 財評価に日数料評価に日数を要す。		繪水

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	华
完成検査済証の 再交付	保安検査	保安検査	予防規程の認 可、変更認可	予防規程の認 可、変更認可	危険物施設の完 成検査前検査	危険物施設の完 成検査前検査	危険物施設の仮 使用承認	危険 物 施設の仮 使用承認	危険物施設の完 成検査	危険物施設の完 成検査	危険物施設の設置・変更許可	事務名
危険物の規制 に関する政令 第8条第4項	消防法 第 14 条の 3	消防法 第 14 条の 3	消防法 第 14 条の2 第1項	消防法 第 14 条の2 第1項	消防法 第 11 条の2 第 1 項	消防法 第 11 条の 2 第 1 項	消防法 第 11 条第 5 項	消防法 第 11 条第 5 項	消防法 第 11 条第 5 項	消防法 第 11 条第 5 項	消防法 第 11 条第 1 項	根拠法令
消防署 出張所	予防部危 険物課	消防署	予防部危險物課	消防署	予 防 部 危 險物課	消防署出張所	予防部危 険物課	消防署 出張所	予 防 部 危 険物課	消防署出張所	予 防 部 危 険物課	処理機関
ω	15	15	10	10	υı	បា	ω	ω	Ω	ω	20	標準処 理期間 (日)
												経由機関
												経由日数 (標準処 理期間内 の日数)
	鳴しょ 岩区		島しょ地区。制 定の場合は 10 日、変更の場合 は5日	制定の場合は 10日、変更の場 合は5日	島し 非 居区		部し * 港冈		島しょ地区		即した地区	盆光

來	事務名	根拠法令	処理機関	標準処 理期間 (日)	経由機関	経由日数 (標準処 規期間内 の日数)	篇
21	完成検査済証の 再交付	危険物の規制 に関する政令 第8条第4項	予防部危險物課	ω			息し お 地 冈
22	保安検査時期の変更・延長	危険物の規制 に関する政令 第8条の4第 3項	消防署	ଧ			
23	保安検査時期の変更・延長	危険物の規制 に関する政令 第8条の4第 2項	予 防 部 危	10			島しょ地区
24	休止中の特定屋 危険物の規制 外タンク貯蔵所 に関する規則 の内部点検期間 第 62 条の 5 延長 第 3 項		消防署	5			
25	休止中の特定屋 危険物の規制 外タンク貯蔵所 に関する規則 の内部点検期間 第 62 条の 5 延長 第 3 項		予防部危險物課	7			島しょ地区
26	休止中の地下貯 蔵タンク又は二 重設タンクの漏 れの点検期間延 長	危険物の規制 に関する規則 第 62 条の5 の2第3項	消防署	5			
27	休止中の地下貯 蔵タンク又は二 重殻タンクの漏 れの点検期間延 長	危険物の規制 に関する規則 第 62 条の5 の2第3項	予防部危險物課	7			島しょ地区
28	休止中の地下埋 設配管の漏れの 点検期間延長	危険物の規制 に関する規則 第 62 条の5 の3第3項	消防署	গ			

					標準処		経由日数	
#¥	番号	事務名	根拠法令	処理機関	理期間 (日)	経由機関	(標準処 理期間内 の日数)	諳
	29	休止中の地下埋 設配管の漏れの 点検期間延長	危険物の規制 に関する規則 第 62 条の5 の3第3項	予 防部 危險物課	7			島しょ地区
	30	防火対象物点檢 報告特例認定	の2の 頃	消防署 出張所	30			
			消防法 第 36 条第1					
	31	防災管理点検報 告特例認定	準 第	消防署 出張所	30			
			8条の2の3第1項					
	32	危険物取扱者免 状の交付	消防法 第 13 条の2 第 3 項	予 防 部 防 火管理課	14			
	33		_	予 防 部 防火管理課	20	消防署出張所	6	
	34	危険物取扱者免 状の写真の書換 え	危険物の規制 に関する政令 第34条	予 防 部 防火管理課	20	消防署 出張所	ō	
	35	危険物収扱者免に関する政令 危険物収扱者免に関する政令 状の再交付 第 35 条第1 項		予 防 部 防火管理課	20	消防署出張所	6	
	36	危険物取扱者保 消防法 安講習 第 13 <i>9</i>	₹ <i>O</i> 23	消防署 出張所	1			
	37	消防設備士免状 の交付	消防法 第 17 条の7 第 1 項	予 防 部 防火管理課	14			
	38	消防設備士免状 の写真以外の書 換え	消防法施行令 第 36 条の 5	予 防 部 防火管理課	20	消防署出張所	6	

41 消防	指防設備 40 の再交付	消防 39 の写	水			
消防設備土講習	士免状	消防設備士免状 の写真の書換え	事務名			
消防法 第 17 条の 10	消防法施行令 第 36 条の6 第 1 項	消防設備士免狀 消防法施行令 予 防 部 の写真の書換え 第 36 条の 5 火管理問	根拠法令			
消防署 出張所	予 防 部 防火管理課	予 防部 防 火管理課	処理機関			
1	20	20	標準処 理期間 (日)			
	消防署出張所	消防署 出張所	経曲機関			
	6	6	経由日数 (標準処 理期間内 の日数)			
			ء			

\circ	0
٠,	''~

<u> </u>		1					2 2 2 8 8 8
7	<u></u>	ζı	4	ω	2	1	光 光 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 小 小 小 小 小 小 小
保有特定個人 情報の利用停 止請求	保有特定個人 情報の訂正請 求	保有特定個人 情報の開示請 求	保有個人情報 の利用停止請 求	保有個人情報 の訂正請求	保有個人情報 の開示請求	公文書の開示請求	中
東京都特定個 人情報の保護 に関する条例 第 41 条第1	東京都特定個 人情報の保護 に関する条例 第 35 条第 1	東京都特定個 人情報の保護 に関する条例 第 26 条第1	東京都個人情報の保護に関報の保護に関する条例 する条例 第 21 条の3	東京部個人情報の保護に関サる条例 する条例 第 18 条第 1	東京希個人情 報の保護に関 する条例 する条例 第 12 条第1	東京都情報公 開条例 第5条	根拠法令
本 庁 主 管	葉 木 庁 主管	東 本庁主管	業 本庁主管	業 中 主 管	業 本庁主管	業	処理機関
30	30	14	30	30	14	14	標準処 理期間 (日)
総務部総 務課又は 消防署	総務部総 務課又は 消防署	総務部総 務課又は 消防署	総務部総 務課又は 消防署	総務部総 務課又は 消防署	総務部総 務課又は 消防署	総務部総 務課又は 消防署	経由機関
2	13	10	12	10	22	2	経由日数 (標準処 現期間内 の日数)
条例第 44 条で 処理期間を規 定 (翌日から起 算 し、土・日を 含む。)	条例第 38 条で 処理期間を規 定 (翌日から起 算し、土・日を 含む。)	条例第 28 条で 処理期間を規 定 (翌日から起 算し、土・日を 合む。)	条例第 21 条の 6 で処理期間 を規定 (翌日か ら起算し、土・ 日を含む。)	条例第 20 条で 処理期間を規 定 (翌日から起 算 し、土・日を 含む。)	条例第 14 条で 処理期間を規 定 (翌日から起 算し、土・日を 含む。)	条例第 12 条で 処理期間を規 定 (翌日から起 算し、土・日を 含む。)	語光

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
13	12	11	10	9	∞	中琳
吳動 屈	年金証書の再交付	補償の請求	療養期間及び 療養方法等の 変更	給付を受ける権利の裁定	給付を受ける権利の裁定	事務名
特別区の消防 団員等の公務 災害補償に関 する条例施行 規則 第 25 条	特別区の消防 団員等の公務 災害補償に関 災害補償に関 する条例施行 規則 第 23 条第1	特別区の消防 団員等の公務 災害補償に関 災害補償に関 する条例施行 規則	特別区の消防 団員等の公務 災害補償に関防災 する条例施行 防団課 規則 第5条第2項	雇傭員の退職 年金及び退職 ・時金等に関 する条例 第6条	東京都恩給条 匆 匆 第11条	根拠法令
防 災 部 消防田課	防災 部 消防田課	防災部 消防団課	防災 部 消防団課	大事 部職	人事部職	処理機関
7	7	25	7	90	90	標準処 理期間 (日)
消妨署	消防署	消防署	消防署			経由機関
ω	ω	4	4			経由日数 (標準処) 理期間内 の日数)
				扶助料裁定で 18 歳以上の重 度障害者の認 定に日数を要 す。	決男科裁定で18 歳以上の重18 歳以上の重度暗者の認定に日数を要け、	論

22	21	20	19	18	17	16	15	14	米
危険物施設の 許可書の再交 付	防火安全技術 講習を実施す る機関の登録	認定優良防火 対象物変更認 定	優良防火対象 物認定	性能試驗結果証明	性能試験	患者等搬送事 業内容の変更	患者等搬送事業者の認定	年金の支給停止等	事務名
火災予防施行 規程 第3条の3第 1項	火災予防条例 第 63 条の2 第 3項	火災予防条例 第 55 条の 5 の 13	火災予防条例 第 55 条の 5 の 10 第 2 項	火災予防条例 第 63 条第 2 項	火災予防条例 第 63 条第 2 項	救急業務等に 関する条例 第18条		特別区の消防 田員等の公務 災害補償に関 する条例施行 する条例施行 規則 第 26 条第 2	根拠法令
消防署出張所	予防部予防課	消防署 出張所	消防署 出張所	子防部子	子防部子	教 急 部 教 急指導課	救 急 部 救 急指導課	防災 部 消防田課	処理機関
ω	65	15	30	ω	40	14	14	7	標準処 理期間 (日)
						消防署	消防署	消防署	経由機関
						10	10	ω	経由日数 (標準処 理期間内 の日数)
									論

地	事			標準処理期間		経由日数 (標準処	論 地
維	事務名	根拠法令	処理機関	理期間 (日)	経由機関	理期間内の日数)	論
23	危険物施設の	東京都危険物 の規制に関す の規則 る規則 第 13 条第1	予 防 部 危 険物課	ω			恵しままれ
24	タンク検査済証の再交付	火災予防施行 規程 第3条の3第 1項	消防署 出張所	ω			
25	タンク検査済証の再交付	東京都危険物 の規制に関す る規則 第14条	子 防 部 危 厥 物課	ω			思しまるの名
26	禁止行為の解除承認	火災予防条例 第 23 条第 1	消防署出張所	Sī			火災予防条例に基づき消防に基づき消防に基づき消防 法職が定める 基準及び消防 財上必要と認防上必要と認防上必要と認める措置(平成 的名指置(平成 前6 年6 月東京 消防庁告示第1、2、(3)及び(4)の場 での処理期間 は10 日
27	自衛消防技術試験	火災予防条例 第 62 条の4 第 1項	消防署 出張所	1			
28	自衛消防技術 認定証の交付	火災予防条例 第 62 条の4 第 2項	予 防 部 防 火管理課	7			
29	自衛消防技術 認定証の音換 え	火災予防条例 第 62 条の4 第 3 項	予 防 部 防火管理課	7	消防署 出張所	ယ	

25	令和3年3月18日(木曜日)	 	都	公	平位			<u>(</u>)	第17297号)
					33	32	31	30	中
					防火管理技能火災予防条例 講習を実施す第 55 条の3 る機関の登録 の5 第2 項	代理通報事業 者の認定	直接通報の承 認	自衛消防技術 火災予防条例 認定証の再交第 62 条の4 付 第4項	事務名
						火災予防条例 第 61 条の2 の3	の 承 火災予防条例 第 61 条の 2		根拠法令
					予防部防火管理課	防災部防 災安全課 予防部防 火管理課	消防署	予 防 部 防火管理課	処理機関
					65	30	16	7	標準処理期間(日)
								消防署出張所	経由機関
								ω	経由日数 (標準処 理期間内 の日数)
									爺

_	(第17297号)	東	京	都	公	報	令和3年3月18日	(木曜日)	26
<u> </u>									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 解163									
○ 新									
三宿									
五 量									
三新京									
<u> </u>									
一									
一 八 一 番									
(t) = +17									
ン方部									
郵便番写 [63−8001									
定 価									
一本									
箇号									
郵									
歩 ハ									
を六ー									
毛 泉 <i>勝</i>									
喜喜 印									
三片叫									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八二二)五二○一(代) 解13一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元の十年号 七○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001年									
二 早 式									
〇 三 一番 会									
代艺士									
一 カ 11									
113-0001									
FSC ミックス 紙 F8C* C006270									
ミックス									
FSC* C006270									